

○今治市教育委員会が行う公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成18年9月29日

教育委員会規則第6号

今治市教育委員会が行う公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項は、今治市長が行う公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成18年今治市規則第62号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（今治市体育施設指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の廃止）

2 今治市体育施設指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第60号）は、廃止する。